管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520010	売春行為の条件付き合法化特区	売春防止法1条～3条,5条～16条	売春防止法1条～3条,5条～16条		売春防止法の特例措置として、「売春行為適正化に関する法律」制定による、特別区域内の指定施設での売春行為の条件付き許可について要望する。	2005年10月27日の内閣委員会での国務大臣の答弁は、「性風俗関連特殊営業の場が売春が行われる蓋然性が非常に高いので、届出制で全体的に見えるような形にする」というものであった。 蓋然性とは確実に行われていると理解され、国は店舗型性風俗特殊営業一号営業「ソープランド」について、長期にわたりその営業形態を維持し、特段の取り締まりを行っていないことを考え合わせると、過去において店舗型管理売春を容認している。 しかし、届出制による無店舗型性風俗特殊営業「デリバリーヘルス」の容認は、「店舗型風俗店とは異なり、他の従業員の目が届かない為犯罪に巻き込まれる可能性が高い」と指摘されているとおり、近年犯罪事例が顕著になっている。そのため一定時間内であっても場所が特定されず管理者不在での営業行為は、治安に対する重大な懸念材料であるので、早急に解決されべき問題である。 またソープランドでの個室内営業の長期の黙認は、特定条件下での合法化と同列に考えられ、同営業形態と同じ運用方法を行うことは、過去の事例に照らして矛盾しない。従って売春防止法の特例措置として、風営法管理下での特区域内の指定施設での、売春行為の条件付き許可について要望する。	C	I	売春防止法第3条は、「何人も、売春をし、又はその相手方となってはならない」と規定して、売春行為を禁止しているが、その理由に関して、同法第1条は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」と規定しているところである。 このような売春の営業を特定の地域に限って認可することが、構造改革特区域の趣旨にかんがみて相応しいかどうかについては、女性の基本的人権の尊重や、社会の善良な風俗の維持という観点からの検討も不可欠であるところ、現時点において、要望事項を認めるのは不適当と言わざるを得ない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	売春防止法は戦後の流行的思想を基に制定された、多分に恣意的含まれた法律である。 同1条の「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との条文は、以前から根拠の明白性が疑問視されており、また女性だけが処罰される欠陥法でもある。 性労働者が単体では善悪に関係のない売春行為の発覚を恐れ、暴力行為に対して泣き寝入りをするケースが後を立たないのは、関係法律の補完性に問題があるからである。今回の回答についても、同法の条文を提列しただけで憲法理念が優先されていない。 不適当として現状を維持するだけでは問題は解決しない。そのため再検討を要望するものである。	C	I	要望事項については、女性の基本的人権の尊重や社会の善良な風俗の維持という観点から慎重な検討が不可欠であるところ、売春防止法に関するご指摘の事情は当たらず、いずれにせよ、現時点において、要望事項を認めるのは不適当といわざるを得ない。		売春を合法化することが、女性の基本的人権を侵害するとしているが、人権問題は個人の自由意志が、第三者により不当に介入される場合で、国家が行う法律上の特例措置については、人権問題に関係がない。 諸外国では国家がセックスワーカーについて、社会保障制度を適用し手厚く保護している事例も認められる。 女性の基本的人権を問題にするが、どのような階層の意見を基にしているか不明であり、仮に賛否両論があったとしても、当事者以外の者が一方的見地から非労働の強制をするのは、性労働者に対する差別であり人権侵害である。 公共の福祉に反しない運用方法を行えばよいだけであるから、再検討を要望するものである。	C	I	売春防止法は、「売春が人としての尊厳を害し、性道徳に反し、社会の善良な風俗をみだすものである」との基本的な理念を宣明した上、売春行為を禁止するとともに、売春を助長する行為等を処罰しているところ、提案主体からの意見を踏まえてもなお、現時点において、構造改革特区及び地域再生という見地から要望事項を認めるのは不適当といわざるを得ない。		1008030	個人	青森県	警察庁 法務省
0520020	受刑者の労働力を有効活用した人材再生特区	刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律ほか	○受刑者を含む被収容者はその意に反して強制的に収容されていることから、国庫の負担により、適正な範囲で物品の貸与・支給を含む生活条件の保障を行うこととされている（刑事収容施設法40条）。 ○刑務作業の実施は、受刑者の勤労意欲を高め、これに職業上有用な知識及び技能を習得させるよう実施することとされている（刑事収容施設法94条）ものの、これによる収入は国庫に帰属するものとされている（刑事収容施設法97条）。 ○受刑者に対しては、釈放後の更生資金を付与する観点から、作業報奨金を支給することとされている（刑事収容施設法98条）ものの、作業報奨金は労働の対価としての賃金ではない。		刑務所の設置・運営に関する刑法の弾力的運用	受刑者の再犯を軽減する矯正施設の運営（詳細別紙）	C	I	本件提案は、受刑者に有益な作業（農業など）を実施させ、その対価として賃金を支給し、当該賃金を刑事施設の運営費に供出させることで、国家財政の負担を軽減しようとするものと理解できるところ、その目的とするところについては極めて重要な内容を含んでいるものと考えている。 しかしながら、御提案を実現するためには、まず、受刑者が行う作業について賃金を支給しなければならないこととなるが、刑罰の内容として行われる作業に賃金を支給することが国民感情になじむか、また、いったん交付した賃金を強制的に徴収することが受刑者の財産権を侵害することにならないか、農業など受刑者を施設外で就業させることについて、地域住民の理解を得られるか、逃走等を防止する観点や、作業指導を行う観点からの新たな職員配置が必要と考えられるところ、かえって現状よりも高コストとならないか、など、広範な事項について慎重な検討が必要であり、現状においてわかに結論を出すことは困難である。 なお、当省としても、受刑者の収容に要する費用が国民の貴重な税金でまかなわれていることについては十分認識しており、なるべく国家財政に与える影響を少なくする観点から、多くの刑事施設においては、受刑者に提供する食事、洗濯、清掃、簡単な疾物の維持管理等に要する工事等については、受刑者の刑務作業として行わせることとしているほか、その余の作業も含め、作業の実施により得られた収益はすべて国庫に帰属することとしているところであり、結論において御提案の趣旨を達成すべく努力していることにつき、御理解願いたい。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	私が知り得た情報によりますと、現在懲役囚（約65,000人）による年間作業収入は約190億円（28万円／人）、その収入の配分は、日本矯正協会（100億円、52.6%）、国庫収入（58億円、30%）、作業報奨金（32億円、16.8%）、一方受刑囚の管理費用は、年間約300万円／人、彼等に能力がないのでしょうか。私は彼等の経験や技能を、活かすことが出来る環境があれば、年間300万円以上の労働付加価値はあると思います。作業報酬とするか作業報奨金とするかは、引用する言葉の違いであって、大きな問題ではありません。「国民感情」の観点から見ますと、現在の実態に一国民として大きな疑問があります。	C	I	当省の見解は前回回答のとおりであり、結論においてご提案の趣旨を達成すべく努力していることにつき、御理解願いたい。 なお、平成19年度における作業収入は約58億円であるが、このすべてが歳入として国庫に納入されており、作業収入の配分先として、財団法人矯正協会（「日本矯正協会」という団体は承知していない。）及び作業報奨金があるとの理解は誤りである。			C	I			1026030	個人	長崎県	法務省
0520030	商法の運用	－	－		企業間決済に関する商法の弾力的運用	企業間決済を現金のみとし、経済の活性化を実現する（詳細別紙）	C	I	企業間決済に関して生ずる実務上の問題については、下請取引の適正化に向けた取組みがされているが、手形や小切手の発行を一律に禁止することは、手形等が現代の経済社会において重要かつ不可欠な決済手段等として重要な機能を果たしていることにかんがみ、著しく不適当である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	「手形等が重要かつ不可欠な決済手段等」との、ご回答には同意出来ません。それは、アメリカにおける「銃社会」と同じ発想で、単なる慣習（悪習）に過ぎず、安易な決済手段は、連鎖倒産等の弊害があります。私は80年～95年まで、日本で中小企業を経営しておりました。その間、代表としての最も重要な仕事は「資金繰り」で、これに生産性の無い無駄な時間を費やさねばならず、300万社の殆どの中小企業の経営者も同様でしょう。その為に、戦力としての労働生産性は著しく低下し、その経済的損失は10兆円以上と推定されます。現在中国において事業をしておりますが、中国では、契約時50%前金が前提です。このシステムで10年間経済成長を遂げており、日本の手形決済が不可欠な物ではないと証左です。「日本の常識は、世界の非常識」	C	I	手形や小切手の具体的な利用形態については様々な意見があり得るが、法は、手形や小切手の発行を決済手段として用いるか否かを含めて各人の自由意思に委ねており、かつ、我が国の経済社会において、手形や小切手は重要かつ不可欠な決済手段等としての機能を有しているので、それらの発行を一律に禁止することは著しく不適当である。			C	I			1026050	個人	長崎県	法務省
0520040	日本料理の技能実習のための外国人研修生の受入れ	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	本邦の公私の機関に受け入れられて技術，技能又は知識を修得するため，在留資格「研修」を申請する場合であって受入れ機関が実施する研修の中に実務研修が含まれるとき，原則として，申請人が，①国若しくは地方公共団体の機関又はこれらに準ずる機関，②受入れ機関の合弁企業又は現地法人，③受入れ機関と引き続き1年以上の取引の実績又は過去1年間に10億円以上の取引の実績を有する機関，のいずれかに該当する外国の機関の常勤の職員であり，かつ，当該機関から派遣される者であることが必要である。		出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令「研修」基準第6号の緩和	先進国を始めとする諸外国では日本食がブームとなっているが、日本料理と冠して様々な料理が提供されているケースがあり、日本の食文化に対する誤った認識がたがりかねない状況にある。 このため、本提案においては、外国人に対する本物の日本料理の研修・普及を通じて、日本文化を正しく伝えることにより、国際相互理解の増進及び国際親光の振興を図ろうとするものである。 具体的には、日本料理に関心を持つ外国の料理人が京都の老舗料亭などで技能を修得する場合、その人国・在留に当たって現状では個別のケースごとにその是非が判断されているが、これを日本料理の「研修」目的による受け入れとして統一的に取り扱い、基準（研修期間、送出機関・受入機関の指定等）に基づいた適切な入国管理を図りつつ、基準に合致する外国料理人の積極的な受入を促進し、日本で研修した料理人が本国において本物の日本料理を提供し、後進の指導が図られるよう、料理人育成の仕組みを構築する。	C	Ⅲ	実務を伴う研修については、研修生が単なる労働者として扱われることなく実施されることが最も重要であり、個人として本邦で研修に従事することは認めず、研修生の派遣及び受け入れ双方の公私の機関が当該研修を必要と認め、研修生の受入れについて積極的な体制が整っている場合に限ることとしている。 御指摘の出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の「研修」の基準第6号は、受入れ機関において、適正な研修の実施を担保し、失踪、研修生に対する人権侵害、研修生と受入れ機関のトラブル等の問題の発生を防ぐための措置として、受入れ機関と研修生の派遣機関（研修生の所属機関）との間に実務研修を実施する合理的理由が存することを求めているものであり、かつ、現時点においても、資本関係等がない場合でも研修生を受け入れることができるよう、法務省告示により、上記観点を踏まえた一定の緩和を行っており、さらに、これ以上の緩和をすることは困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	1、要望の趣旨のーは、基準6号但書にかかる告示等において、当該要望に沿った要件を定の指定等を求めるものである。2、日本料理の研修に関して、非実務研修を認めていないのが現状である。少なくとも非実務研修は認めるべきである。	C	Ⅲ	実務を伴う研修については、研修生が単なる労働者として扱われることなく実施されることが最も重要であるが、商工会、中小企業団体等一定の公的な性格を有する団体の監理の下に研修が実施される受入れ機関において、適正な研修の実施を担保し、失踪、研修生に対する人権侵害、研修生と受入れ機関のトラブル等の問題の発生を防ぐことができると判断できる研修については、基準6号ただし書き等に基づく法務省告示により、派遣機関との間の資本関係の基準等について一定の緩和を行っているところである。派遣機関との間に資本関係等がないまま、個人が直接料亭等で実務を伴う研修を受けることを認めた場合、そのようなトラブル等の発生を防ぎつつ、適正に研修を実施することは担保されていないと考えられることから、前記告示の改正を行い、受入れの基準を緩和することは困難である。 なお、非実務研修であれば、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の「研修」に係る基準第6号等に該当する必要はなく、他の基準を満たせば、非実務研修を行うことは可能である。	C	Ⅲ			1033010	京都府行政書士会	京都府	法務省
0520050	査証の取得及び上陸許可申請に係る基準の緩和	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	外国人が、本邦の公私の機関との契約に基づいて研究を行う業務に従事する場合，原則として，大学（短期大学を除く。）を卒業し，若しくはこれと同等以上の教育を受けた後，従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは3年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し，又は従事しようとする研究分野において10年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有していることが必要である（企業内転勤の場合はこの限りではない。）。		研究に係る在留資格に関する就業査証の取得及び当該在留資格による上陸許可申請について、従事しようとする研究分野における修士の学位又は3年以上の研究の経験を有することが必要とされているところ、我が国の研究機関に招聘され、当該研究機関において、大学との共同研究に従事し、当該大学による修士の学位の授与が予定されている者については、これらの条件に該当しているものと見なすことを求める。なお、修士の学位が取得できなかった場合については、当該査証は直ちに失効することとする。	大阪駅北地区先行開発区域プロジェクトの一環として設立準備が進められている、「アジア太平洋研究所」は、関西地域とアジア太平洋諸国を結ぶ結節点であり、同プロジェクトにおけるナレッジ・キャピタルの一翼を担う重要な存在である。同研究所は我が国の研究機関、企業等と海外の研究機関との接点として位置づけられ、アジア・太平洋諸国から招聘した研究者と、我が国の企業、大学等との共同研究プロジェクトが実施される予定である。当該研究プロジェクトにおいては、産学官の上手な連携を通じたアジア・太平洋諸国に共通の課題の解決につながる研究を行うことと、その成果については、我が国及びアジア太平洋諸国の政府等に対する提言として活用されるとともに、当該研究プロジェクトに参加した企業等においても事業活動等に反映されることを想定している。また、こうした研究の結果の積極的な発信を通して、アジア・太平洋諸国における当該研究所の認知を高め、優秀な研究者のリクルートメントにもつなげることとしている。招聘される研究者には同研究所の研究員の地位が付与され、報酬も支払われるが、今後の活躍が期待される若手の研究者を中心とするため、修士の学位や3年以上の研究の経験を有しないが極めて優秀な者を招聘することも想定されるところ、現行制度ではそうした研究者は報酬を得て同研究所で共同研究プロジェクトに参加することが出来ない、そこで本提案を行うものであり、これが実現することにより、アジア・太平洋との連携を通じたイノベーションによる地域経済の活性化、地域の大学の活性化につなげることができると考えられる。	C	Ⅲ	我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとしており、在留資格「研究」では、本邦の公私の機関との契約に基づき、報酬を受けて専門的、科学的な研究を行う外国人研究者を受け入れるものであるところ、現行の基準は当該専門的研究者の受入れ基準として合理的であり、その緩和は困難である。 なお、国又は地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人で法務大臣が告示をもって定めるものとの契約に基づいて研究を行う業務に従事しようとする場合は、修士の学位等がなくとも入国することが可能である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	○ 専門性は学位や研究経験のみではなく、当該研究者の知見、能力等を含めて総合的に判断されるべきものであり、そのような研究者の積極的な受入れを図るために、在留資格「研究」の受入れ要件として当該外国人について「大学（短期大学を除く。）を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受けた後従事しようとする研究分野において修士の学位若しくは三年以上の研究の経験（大学院において研究した期間を含む。）を有し、又は従事しようとする研究分野において十年以上の研究の経験（大学において研究した期間を含む。）を有すること」としているのであり、我が国において、研究活動を行おうとする者に係る受入れの基準として、十分合理性があり、緩和を行うことは困難である。 国や地方公共団体等から交付された資金により運営されている法人については、その業務の公共性が担保されていることにかんがみ、例外的に修士の学位等がなくとも入国を可能としているものである。 また、前回回答の後半部分にある「契約に基づいて」とは、研究活動が何らかの契約に基づいて行われる場合をいい、雇用に限らず、委任、請負等に基づいて行われるものも含まれるが、特定機関（複数でも差し支えない）との継続的なものでなければならない。なお、理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、社会学、語学、文学、心理学その他の人文科学分野（いわゆる文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる。）の学士の学位等を有する者であれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」に該当する活動として認められる業務の典型的事例であり、ここに掲げられていることをもって、研究開発、調査、情報収集、分析等の業務に報酬を得て従事することが可能である旨を、通知等において例示することにより明確化を行うことは可能かつ。（詳細は補足資料）	C	Ⅲ	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。		貴省ご回答においては、社会科学を含む人文科学分野の学士の学位を有するものであれば、在留資格「技術」又は「人文知識・国際業務」で入国し、報酬を得て研究に従事することができるとのことであるが、「出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の技術及び特定活動の在留資格に係る基準の特例を定める件」及び「「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」を見る限りでは、当方提案の実現の可否については定かではない。研究開発、調査、情報収集、分析等の業務に報酬を得て従事することが可能である旨を、通知等において例示することにより明確化を行うことは可能かつ。（詳細は補足資料）	D	－	前回回答のとおり、理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、社会学、語学、文学、心理学その他の人文科学分野（いわゆる文科系の分野であり、社会科学の分野も含まれる。）の学士の学位等を有する者であれば、在留資格「技術」及び「人文知識・国際業務」で入国して、その有する技術や知識を生かし、研究に関係する業務（調査、情報収集・分析等）に従事することは可能である。 なお、「「技術」及び「人文知識・国際業務」の在留資格の明確化等について」は、「技術」及び「人文知識」に該当する活動として認められる業務の典型的事例であり、ここに掲げられていることをもって、研究開発、調査、情報収集、分析等の業務に報酬を得て従事することが可能である旨を、通知等において例示することにより明確化を行うことは可能かつ。（詳細は補足資料）	アジア太平洋研究所プロジェクト	1034030	(株)三井物産戦略研究所	東京都	法務省 外務省
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条，第7条第1項，第78条	司法書士会に入会していない司法書士は司法書士法人でない者は，登記に関する手続の代理業務，書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また，違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って，付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置，具体的内容については司法書士第7条第1項の但書において，他の法律に別段の定めがある場合は，この限りでは ない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ① 行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ② 法務省の回答は前向きでない。 ③ 広島県下で一定期間，商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには，会社法等の民事実体法や，商業登記法，商業登記規則等の手続法等に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は，その資格の取得に係る試験において，会社法，商業登記法等商業登記に関するもの（書式作成を含む。）が数多く出題されており，商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが，行政書士については，現在の資格試験の状況を考慮すると，許認可に携わっていることを考えて，これが満たされているとはいえない。 したがって，国民（会社）の権利義務の保全の観点から，商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	回答は要望書に目を通し検討を加えたのではなく、従来同様の拒否回答をそのまま流然と回答した。ただけである。要望内容に沿った整合性ある回答を求める。あえて法務省の思考で回答に対する意見を述べれば、法務省が総務省所管の行政書士試験（特に民法・商法・会社法等の実体法）の内容が、司法書士試験や公認会計士試験と比べて位・下等で、高度な知識及び専門的能力がないとの評価を下すのは、如何なるものか思う。また行政書士試験には行政法関係の問題も充実した内容で出題されているので、商業登記法・商業登記規則等手続法令に関する知識は研修等で十分担保できると考える。	C	I	各種資格試験においては、それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって、商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識について、行政書士試験において司法書士試験程度の知識を問う出題がされている状況にあるとはいえない。すなわち、司法書士試験においては、商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識として、会社法、商業登記法等、商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており、これによって、登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで、国民の権利・義務の保全という目的を担保していると。これに対し、現在の行政書士試験の客観的な状況からは、行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有している否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。また、司法書士試験で要求されている商業登記法等手続法令に関する知識を研修等で補えるとする点については、司法書士試験に合格できるだけの内容の研修を実施したとしても、その能力がある に付いているかどうかを判断せざるを得ないところ。このようなことはまさしく司法書士試験の合否によって判断されるべきである。	C	I			1046010	個人	広島県	法務省

管理コード	要望事項（事項名）	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ①　行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ②　法務省の回答は前向きでない。 ③　広島県下で一定期間, 商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには, 会社法等の民事実体法や, 商業登記法, 商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は, その資格の取得に係る試験において, 会社法, 商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており, 商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが, 行政書士については, 現在の資格試験の状況を考慮すると, 許認可に携わっていること等をもって, これが満たされているとはいえない。 したがって, 国民(会社)の権利義務の保全の観点から, 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ, 再度検討し回答されたい。	回答は要望書に目を通し検討を加えたのではなく, 従来同様の拒否回答をそのまま漫然と回答しただけである。要望内容に沿った整合性ある回答を求める。あえて法務省的思考で回答に対する意見を述べれば, 法務省が総務省所管の行政書士試験(特に民法・商法・会社法等の実体法)の内容が, 司法書士試験や公認会計士試験と比べ下位・下等で, 高度な知識及び専門的能力がないと評価を下すのは, 如何なものかと思う。また行政書士試験には行政法関係の問題も充実した内容で出題されているので, 商業登記法・商業登記規則等手続法令に関する知識は研修等で十分担保できると考える。	C	I	各種資格試験においては, それぞれの資格者に求められる知識に関する問題が出題されるのであって, 商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識について, 行政書士試験において司法書士試験程度の知識を問う出題がされている状況にあるとはいえない。すなわち, 司法書士試験においては, 商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識として, 会社法, 商業登記法等, 商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており, これによって, 登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで, 国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し, 現在の行政書士試験の客観的な状況からは, 行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。また, 司法書士試験で要求されている商業登記法等手続法令に関する知識を研修等で補えるとする点については, 司法書士試験に合格できるだけの内容の研修を実施したとしても, その能力が身に付いているかどうかを判断せざるを得ないところ, このようなことはまさしく司法書士試験の合否によって判断されるべきである。			C	I			10490010	個人	広島県	法務省
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に限って、付随業務として商業・法人登記業務を認容してもらいたい。 具体的内容については行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことが一貫した手続きであり、国民に利益を享受できるから。	全体の概要 ①　行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ②　法務省は国民の立場で政策を進めてもらいたい。 ③　広島県下で一定期間, 商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには, 会社法等の民事実体法や, 商業登記法, 商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は, その資格の取得に係る試験において, 会社法, 商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており, 商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが, 行政書士については, 現在の資格試験の状況を考慮すると, 許認可に携わっていること等をもって, これが満たされているとはいえない。 したがって, 国民(会社)の権利義務の保全の観点から, 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			C	I							10500010	個人	広島県	法務省
0520060	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。		行政書士が受託した許認可申請に伴う場合に限って、付随業務として行政書士が商業・法人登記業務を認容される措置。具体的内容については司法書士第73条第1項の但書において、他の法律に別段の定めがある場合は、この限りではない。との規定に行政書士が付随業務として商業・法人登記を行うことができる旨を明文化する。	全体の概要 ①　行政書士に商業・法人登記を委ねる方が国民の利便に資する。 ②　法務省の回答は前向きでない。 ③　広島県下で一定期間, 商業・法人登記の実証実験を行っていただきたい。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには, 会社法等の民事実体法や, 商業登記法, 商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 司法書士は, その資格の取得に係る試験において, 会社法, 商業登記法等商業登記に関するもの(書式作成を含む。)が数多く出題されており, 商業・法人登記手続に係る専門的な法律知識を有している専門資格者であると評価することができるが, 行政書士については, 現在の資格試験の状況を考慮すると, 許認可に携わっていること等をもって, これが満たされているとはいえない。 したがって, 国民(会社)の権利義務の保全の観点から, 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。	右の提案主体からの意見を踏まえ, 再度検討し回答されたい。	回答は国民的利便性を欠いたもののように思う。 商業登記にも高度な専門的知識のものもあれば, 形式的なものもある。原則は本人申請ができればよい。それに越したことはないとは思う。しかし, 高度な専門的知識の中には国民に解放されければならない資料等が不足している。 また, 行政書士が商業登記に対して知識が不十分と評価するのなら, 段階的に開放してはどうか。	C	I	商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるに当たっては, 国民の利便性という点のみで判断すべきものでなく, 国民の権利・義務の保全の観点を考慮すべきものと考える。このような観点からすれば, 司法書士試験においては, 商業・法人登記手続の代理を行うことを業とする資格者に求められる知識として, 会社法, 商業登記法等, 商業・法人登記に必要とされる知識に関するものが数多く出題されており, これによって, 登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているかどうかの確認をすることで, 国民の権利・義務の保全という目的を担保している。これに対し, 現在の行政書士試験の客観的な状況からは, 行政書士が商業・法人登記手続の代理業務を行うのにふさわしい能力を有しているか否かを確認することができるようなものとなっているとは考えられない。したがって, 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当でなく, 段階的であっても開放することは認められない。			C	I			10530010	個人	広島県	法務省
0520070	カジノ実現に必要な法整備	刑法第185条, 第186条	刑法第185条, 第186条		西九州地域におけるハウステンボス場内で観光外国人を対象としたカジノを設置し, 新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築するため、カジノ設置及びカジノ関連法の制定を求めるもの。 具体的内容として、刑法185、186条の規定による違法性を阻却するため, 同35条の「法令又は正当な業務による行為は罰しない」を根拠に、カジノ関連法を制定することでカジノ特区を実現しようとするものである。 今回の提案に際しては、単にアイデアとしてだけでなく、より具体的なものにするため法案及び事業スキームを添付し提案を行う。	福岡県、佐賀県、長崎県を含む西九州地域を舞台とし、我が国で東アジアに最も近いという地ポテンシャルと揺大村湾の豊富な自然環境や歴史・観光資源等の既存ストックを活かした国際的滞在型リゾート地を目指す。その一つの手法として、ハウステンボス場内で、観光外国人を対象としたカジノを設置し、環境共生型の本格的リゾートエリアとしての新たな地域再生・地域振興の戦略モデルを構築する。これにより、22万人の国内観光客の利用とそれに伴う70億円以上の経済効果、1,700人程当の雇用誘発効果が見込まれ、地域経済の活性化、雇用機会の創出、税収の確保等が期待できる。 提案理由 昨今の世界的金融危機と円高による外国人観光客の激減は、西九州地域の代表的産業である観光産業に壊滅的な危機をもたらす可能性があり、地域経済の再生・振興の為には、カジノという斬しくかつ国際的にインパクトのある地域戦略に取組む必要がある。これまでも大阪府などがカジノ関連の特区を提案しているが、いずれも刑法で特定地域について適用を排除することはできないとし検討まで至らなかった。しかし、今回の提案は刑法35条を根拠に、新たな法律を制定することでカジノ施行の法的正当性を確保したいと考えている。又、本年4月の参議院内閣委員会において、カジノ特区についても大いに議論すべきとの大臣の発言もあっていることから、別添の法律(案)について検討して頂けたいと考えている。なお、カジノ導入による懸念事項として、暴力団等の介入、治安悪化、青少年への影響、依存症問題等が一般的に言われるが、法による厳格な執行・監視、場所と対象者の限定により回避できると考えている。	C	—	刑法第185条及び第186条は, 社会の風俗を害する行為として規定されているところ, 刑罰法規の基本法である刑法を改正して, カジノのみを刑法第185条及び第186条の構成要件から外すことはできない。 カジノの特別立法については法務省が積極的に検討を主体ではないものの, いずれかの省庁においてカジノを法制化する法律を立案することとなれば, その内容について, 法務省が個別に, 当該省庁との協議に応じる用意はある。	右の提案主体からの意見を踏まえ, 再度検討し回答されたい。	賭博行為等を処罰することとされているのは、賭博行為が勤労その他正当な原因によらず、単なる偶然の事情により財物を獲得しようと他人と相争うものであり、国民の射幸心を助長し、勤労の美風を害するばかりでなく、さらには副次的な犯罪を誘発し、又は国民経済の機能に重大な障害を与える恐れがあるため と理解している。その視点で考えると、今回提案しているカジノは、外国人観光客に限定したものであり、内国人に対する刑法処罰目的は当てはまらないのではないかと考えている。 また本提案は刑法の規制緩和ではなく、同法35条を根拠にした添付資料の特別法(案)による カジノ提案であり、その可能性についても検討お願いしたい。	C	—	刑法第185条及び刑法第186条は、他の罰条と同様, 日本国内において罪を犯したすべての者について適用される(刑法第1条)ものであり, 刑法を改正して特定の主体のみを刑法第185条及び刑法第186条の適用から除外することはできない。 なお, カジノを法制化する法律案については, 法務省が積極的に検討する主体ではないものの, 同法律案が具体化した場合には, 同法律案のカジノに係る行為が刑法第35条によって違法性が阻却されるか否かという観点から, 同法律案について検討することとなる。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	今回提案しているカジノに関する特別法(案)について、刑法35条による違法性の阻却が可能かどうか、同法を所管する法務省としてのご意見を伺いたい。	C	—	カジノを法制化しうるか否かは, 法務省が先ムして積極的に検討しうるものではなく, 通常の法律案の作成・提出の過程において, 様々な立法政策上の事情をも考慮に入れた法律案が準備された段階に至って初めて, 刑法35条により違法性が阻却されるか否かという観点から, 検討しうることとなる。	-	10470010	佐世保市、長崎市、諫早市、大村市、西海市、雲仙市、佐世保商工会議所、西九州統合型リゾート研究会	長崎県	警察庁 総務省 法務省 国土交通省
0520080	商業・法人登記業務の行政書士への開放	司法書士法第3条、第73条第1項、第78条	司法書士会に入会していない司法書士又は司法書士法人でない者は、登記に関する手続の代理業務、書類作成業務及び相談業務をすることはできない。 また、違反者には刑罰が科される。		1．現在、公認会計士に無試験で認められている商業登記の代理権を、行政書士にも認めて頂きたい。 2．具体的には、司法書士法の改正、もしくは法務省通達を出して頂きたい。 3．効果に疑義があるなら、特区にて試験的に実施して頂きたい。 4．政府が推進する電子政府・電子申請の実現のため、上記の代理権はオンラインの登記申請に限定したものでも結構です。	この不況下においては、起業家の多様なニーズに迅速に応える制度が必要です。 行政書士は、会社の営業許可の取得手続きの支援を行っているため、会社の登記まで行えるようになれば、起業家の時間・費用を節約することができます。 もみじ月間において、法務省は、「行政書士が登記をすることで生じうる国民の不利益」について、下記の2点を挙げています。 1．誤った登記がされ、商号又は会社等に係る信用が損なわれる不利益 2．登記申請の円滑な処理が阻害されることによる不利益 しかし、1については、そもそも誤った登記がなされる事自体が無いものといえます。 なぜなら、そもそも登記申請書はA4の紙たった1枚で、かつ定型的な書類であり、間違った登記申請がされる可能性自体が極端に低いものだからです。 また方一、申請書に軽微な誤記があった場合であっても、登記申請の際には、その登記の原因になった定款や議事録を添付することになっていますので、実際に誤った登記がなされることはありません。 次に、2の理由については、私は、むしろ行政書士が登記申請を行う事こそが、登記事務の円滑な処理に資するものと考えています。 なぜなら、登記の原因となっている定款や議事録を作成した行政書士本人が、法務局に赴いて登記申請するため、申請に関連して法務局から質問があった場合などについて、その場で適切かつ迅速に回答することができ、全体として法務局の適正な登記に資することにならないです。 また、実際に行政書士が登記申請代理を行うことになれば、むしろ登記申請を行う受け皿が増えることになりますので、法務局の職員の手間が大きく省け、行政コストの削減にもつながります。	C	I	商業・法人登記手続を代理して行うには, 会社法等の民事実体法や, 商業登記法, 商業登記規則等の手続法令に関する高度な知識及び専門的能力が要求される。 公認会計士の資格の取得に係る試験における出題内容は, 会社法, 商法といったいわゆる企業法分野の専門性の高いものとなっており, 商業・法人登記手続を行わせる上で十分な専門的法律知識を有していると評価することができるが, 行政書士については, 現在の資格試験の状況を考慮すると, 許認可に携わっていること等をもって, これが満たされているとはいえない。 したがって, 国民(会社)の権利義務の保全の観点から, 商業・法人登記に関する専門的法律知識を有していると評価することができない者に商業・法人登記手続の代理業務を行うことを認めるのは相当ではない。			C	I			10660010	個人	滋賀県	法務省
0520090	「投資・経営」,「技術」,「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親への長期在留資格の付与	出入国管理及び難民認定法出入国管理及び難民認定法第2条の2, 出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の規定に基づき同法別表第1の5の表の下欄(ニに係る部分に限る。)に掲げる活動を定める件　第1項	出入国管理及び難民認定法別表第一の五の下欄イ又はロに係る部分に限る。)に掲げる活動を指定されて在留する者と同居し, かつ, その者の扶養を受けるその者の父若しくは母又は配偶者の父若しくは母(外国において当該在留する者と同居し, かつ, その者の扶養を受けていた者であって, 当該在留する者と共に本邦に転居をするものに限る。)は, 在留資格「特定活動」をもって在留を許可している。	成長産業分野であって資本金1億円以上の本社設置外資系企業について, 在留資格「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」を有する外国人在籍者の親の活動を, 在留資格「特定活動」に追加する。	兵庫・神戸は, 開港以来, 国際都市として発展してきた歴史を有し, 外国・外資系企業の経済活動が活発で, 世界的な外資系企業が本社を設置している。これら大企業は地域経済に大きく寄与するなか、とりわけ, 成長事業を展開する企業活動は、今後の地域経済の発展において極めて重要である。 これら成長事業を展開する大企業の外国人経営者や社員は当地域において必要不可欠な人材である。これら外国人企業関係者については、親の扶養を必要とする場合、親の在留期間が短期であるために、自身の活動のための入国や必要な期間での在留にも影響が生じているという問題があり、そうした課題に向けた対応方策を求めるものである。	C	I・Ⅲ	前回もみじ月間で回答したとおり, 本要望は, 実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ, 当該措置の実施は, 長期滞在, 定住化を進めることとなるため, 政府として移民の受入れ政策をとっていない以上, 家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお、本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や, 高齢, 病気治療等特別な事情が認められる者の場合など必要性の高い場合には, 現在も個別の判断により在留を認めているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ, 再度検討し回答されたい。	政府が設置した「高度人材受入推進会議」の報告書(H21.5)によれば, 経済成長や雇用創出に必要不可欠な人材として、研究者、技術者だけでなく、経営幹部層なども範囲に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。現在、「特に高度な研究者・情報処理技術者」の在留資格の場合、長期間の親の在留資格が認められることとなっているが、「高度人材受入推進会議」の提言の趣旨に鑑み、成長産業であり、資本金1億円以上の本社設置外資系企業に勤務する「投資・経営」「技術」「人文知識・国際業務」の在留資格を有する外国人の親について、新たに対象に加えるよう、高度人材の範囲、対象の見直しを検討願いたい。	C	I・Ⅲ	前回回答したとおり, 本要望は, 実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ, 当該措置の実施は, 長期滞在, 定住化を進めることとなるため, 政府として移民の受入れ政策をとっていない以上, 家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお, 本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や, 高齢, 病気治療等特別な事情が認められる者の場合など必要性の高い場合には, 現在も個別の判断により在留を認めているところである。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	新たに取りまとめられた政府の「高度人材受入推進会議（内閣府）」の報告書(H21.5)においては、研究者、技術者と同様に、経営幹部層なども範囲に含む、グローバルな高度人材の獲得の必要性が提言されている。 さらには、各省庁が協力して速やかなアクション・プログラムのとりまとめと、可能なものについては速やかに実行に移していくべきとの意見が付されている。本件の提案は、この報告書の提言の趣旨に沿うものであると考えており、、引き続き、高度人材の範囲、対象の速やかな見直しを進めていただきたい。	C	I・Ⅲ	外国高度人材の受入れについては、高度人材受入推進会議の報告書の提言等も踏まえ、積極的な受入れ施策を検討したいと考えているが、前回回答したとおり, 本要望は, 高度人材の受入れに係るものではなく, 実質的に在留資格「家族滞在」の範囲拡大を求めるものであるところ, 当該措置の実施は, 長期滞在, 定住化を進めることとなるため, 政府として移民の受入れ政策をとっていない以上, 家族滞在の範囲を拡大して受入れを行うことはできない。 なお, 本国において他に身寄りがなく扶養を受けなければ生活できない者や, 高齢, 病気治療等特別な事情が認められる者の場合など必要性の高い場合には, 現在も個別の判断により在留を認めているところである。		10710550	兵庫県	兵庫県	警察庁 法務省 厚生労働省

管理コード	要望事項(事項名)	該当法令等	制度の現状	拡充提案・関連提案に係る規制の特例措置の番号・名称	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	各府省庁からの再検討要請に対する回答	再々検討要請	提案主体からの再意見	「措置の分類」の再見直し	「措置の内容」の再見直し	各府省庁からの再々検討要請に対する回答	プロジェクト名	提案事項管理番号	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係府省庁
0520100	外国人の日本における経済活動拡大	出入国管理及び難民認定法第20条、外国人登録法第8条	外国人の居住地の変更については、外国人登録法に基づく手続であるが、当該手続の事務は法定受託事務として市区町村が処理することとなっている。 在留資格の変更については、在留中の外国人がその在留目的の活動を変更して新たに活動を行おうとして在留資格の取得を希望する場合に法務大臣が許可するものであるが、在留資格制度の本旨に照らし、その新たに行おうとする活動が在留資格に該当することが許可の前提であり、原則として上陸許可基準に適合することが求められる。 また、留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合には、従来最長180日間の滞在を認めてきたが、本年4月より、1回の在留期間の更新を認め、最長1年間の滞在を認める取り扱いとしているところである。		■外国人の住所変更・各種申請の簡易化 ■外国人の地方自治体参政権の付与 ■外国人の経済活動の柔軟化 ■留学生の就職活動の拡大	■提案理由)アジアの窓口である福岡地区での、外国人が働きやすく、移住しやすい環境を整えることで、経済活動の活性化を目指す。 ■内容)外国人の住所変更・各種手続きを日本人同様に出来るよう、各出張所に入国管理局審判担当を常駐させ簡易化を図る。また、在留条件を満たす外国人を経済人と認め、地方自治参政権を与える。日本国で就学し学位を得た外国人に関しては、日本人同様、起業し経済活動発展に貢献できるよう、認める。 また、現在規定されている留学生の就職活動についても昨今の採用環境等を鑑み上限の180日を超える期間の設定する。 ■効果)アジアでの国境ボーダーレスの模範になる。外国人の生活環境を整え、各種手続きを簡易化することで、各現場での外国人の活躍の場が広がる。	D	－	外国人の居住地変更については、日本人同様、市区町村で手続きすることとなっている。他方、各種手続の意味するところが明らかではないが、市区町村が提供する行政サービスに係る手続であれば、同様に、市区町村で手続をするものと承知している。 また、日本国で就学し学位を得た外国人の在留資格の変更について、原則として、その新たに行おうとする活動が、入管法別表に掲げる在留資格に該当し、法務省令で定める上陸許可基準に適合していれば、認めることとしている。 さらに、留学生が大学等を卒業後に継続して就職活動を行う場合の取扱いについては、本年4月より最長1年間の滞在を認める取扱としている。 (参考)http://www.moj.go.jp/NYUKAN/nyukan84.html	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	改めて経済活動と起業の観点から具体的な提案をしたい。 ①外国人の各種手続きについて日常の経済活動を妨げないよう、簡易化。 ■ビザ更新手続きの窓口を増やす。全国62箇所の窓口は空港等に近く、不便であるため、市役所等に第1次窓口機能を設置 ■外国人登録証記載内容変更手続き土日も窓口を開放する。 ②海外の優秀な人材の起業チャンスの幅を広げる。 ■就職活動猶予期間を起業のための準備活動にも充当させる。 ■就職活動猶予期間を超過した場合、インキュベーションオフィス等にて企業準備活動中でも「外国人経営者の在留資格基準」を適用。	D	－	まず、再検討要請の提案主体からのご意見中「全国62箇所の窓口」とされているのは、全国に62か所ある出張所のことと思われるが、現在の出張所の配置については、政府が推進している行政改革の一環として、平成11年4月に中央省庁等改革推進本部により決定された「中央省庁等改革の推進に関する方針」に「地方入国管理局出張所の(略)縮減を図る」という方針が盛り込まれ、出張所の整理統廃合が政府として実現しなければならない施策であることが明記されたことを受け、法務省において、上記方針に基づき、業務を効率化させ、ひいては行政サービスの向上を図るとの方針で出張所の整理統廃合を行ってきた結果、全国62箇所の出張所の配置となったものであり、これを増やすことは困難である。なお、出張所の整理統廃合に当たっては、海港区域内に配置していたものを、在留外国人が多数居住する都市部に再配置するなどし、又、在留期間更新許可申請等に当たっては、申請人の受入れ機関の職員等が代理申請を行うことを認めるなど外国人「の利便性に配慮している。さらに、外国人登録の手続きを行う市区町村においては、開庁時間等に関する規則等が定められており、土曜日、日曜日の開庁や夜間の開庁を実施している事例もあると承知している。また、在留期間更新許可申請等の窓口は、出張所だけに限られるものではなく、地方入国管理局及び支局においても手続きを行うことが可能である。 次に、起業に関するご意見については、大学の学部又は大学院を卒業(又は修了)後180日以内に、会社法人を設立し起業して在留資格「投資・経営」に在留資格変更許可申請を行うことが見込まれる、優れた起業・経営能力を有する留学生について、卒業(又は修了)した大学による推薦を受け、起業に必要な資金並びに店舗又は事務所が確保されており、大学による起業活動の把握・管理が適切に行われるため必要な措置が講じられている場合には、「短期滞在」への在留資格変更を許可することとされており、更に在留期間の更新を認めることにより、最長で卒業後180日間滞在することが可能となっている。									1073020	株式会社パソナグループシャドーキャピネット	東京都	総務省 法務省
0520110	NPO法人から株式会社への組織変更の容認措置について	－	－		現行の会社法では、NPO法人が株式会社へ組織変更を行うことは認められていない。NPO法人は活動資金の大半を寄付で賄っており、収益が得られていないため、事業の継続性に課題がある。 社会貢献性の高い事業の継続及び規模拡大のため、NPO法人から株式会社への組織変更についての容認の措置を求める。	【具体的な実施内容】 NPO法人から株式会社への組織変更の容認 【現状の課題】 NPO法人から株式会社への組織変更が認められていないために、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が阻害されている。 【期待される効果】 NPO法人の株式会社への組織変更を容認することにより、下記効果が期待される。 ①社会貢献性の高い事業の継続性の向上が実現 ②資金調達を行いやすくなり、社会貢献性の高い事業の規模の拡大が見込まれる	－	－	要望事項にかかる根拠法令として会社法第743条から第747条までが挙げられているが、会社法第743条は、会社法上の「会社」(会社法第2条第1号)が会社法上の他の類型の「会社」に組織変更する場合の規律であって、会社法上の「会社」には当たらないNPO法人が会社法上の「会社」に組織変更する場合の規律ではない。NPO法人を規律する法律は特定非営利活動促進法であるから、要望事項については同法において対応を検討することが必要な事項であり、会社法にNPO法人に関する規律を設けることはできない。なお、会社法上の「会社」以外の法人(例えば、保険業法上の相互会社)が会社法上の「会社」に組織変更する場合には、当該法人の設立根拠法(上記の例であれば、保険業法)において会社法上の「会社」への組織変更手続が定められており、会社法には一切規定が置かれていない。	－	－		－	－	－	－			1073050	株式会社パソナグループシャドーキャピネット	東京都	法務省 内閣府
0520120	再入国許可の有効期間の延長	出入国管理及び難民認定法第26条	法務大臣は、再入国の許可(数次再入国の許可を含む。)を与える場合には、当該許可が効力を生ずるものとされた日から3年を超えない範囲内においてその有効期間を定めるものとされている。		再入国許可申請の有効期間は通常3年であるが、外国人研究者の場合、在留期間が最大5年に延長されていることから、「再入国許可の有効期間の延長」を可能とする。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 さらに再入国許可申請の見直しにより外国人研究者の受入環境を整え、人材の集積を強化し、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が最大5年間の在留期間を利用して研究プロジェクト等に参加している。研究内容によっては海外の研究機関や学会等への出張も多く、頻繁に再入国を繰り返すが、再入国許可申請ではその有効期間は通常最大3年であり、在留期間中に再度申請を行わなければならない。 再入国許可全体について、平成21年通常国会への法案提出に向けて検討中とのことであったが、申請に基づいて再入国許可の有効期間の延長を可能とすることで、研究者の負担を軽減していただきたい。	D	Ⅰ	第171回国会において成立した出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律(平成21年法律第79号)により、再入国許可の有効期間が最長3年である為該規定を改正し、再入国許可の有効期間については、最長5年を超えない範囲内で定めることができることとしている。			D	Ⅰ	.			D	Ⅰ			1087020	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省
0520130	在留資格「人文知識・国際業務」の実務経験年数の緩和等	出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令	外国人が人文科学の分野に属する知識を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務について、これに必要な知識に係る科目を専攻して大学を卒業し若しくはこれと同等以上の教育を受け又は従事しようとする業務について10年以上の実務経験(大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校の後期課程又は専修学校の専門課程において当該知識に係る科目を専攻した期間を含む。)により、当該知識を習得していることが必要。 また、外国人が母国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務に従事しようとする場合は、従事しようとする業務に関連する業務について3年以上の実務経験が必要。ただし、大学を卒業した者が、翻訳、通訳又は語学の指導に係る業務に従事する場合は、この限りではない。		「特定家族滞在活動」で在留している外国人研究者の配偶者について、母国語を活用して就労するために「人文知識・国際業務」(うち国際業務)へ在留資格の変更を行う場合に要求される実務経験年数(3年以上)の緩和、あるいは当該要件に替わる新たな評価基準の設定を求める。	世界最大の大型放射光施設SPring-8を擁し、先端分野に関わる放射光研究が展開されている播磨科学公園都市の特性を活かし、これまで外国人研究者の受入れ促進を図ってきた。 外国人研究者の配偶者についても社会活動への積極的な参加を可能とすることで、家族での滞在がしやすくなり、より魅力的な研究環境の提供が可能となる。これにより、優秀な人材の集積を図り、研究開発成果の実用化や新産業創出による地域全体の経済活性化を目指す。 提案理由: 播磨科学公園都市では外国人研究者が特例措置を活用し、長期(最大5年間)で研究プロジェクト等へ参加している。多くの外国人研究者は家族での滞在を望んでいるが、長期滞在のため家族も積極的な社会活動への参加を希望しており、日本の生活における障害となっている。 そこで、「特定家族滞在活動」の資格を持つ外国人研究者の配偶者が母国語を活用して外国語学校等で就労するため、「人文知識・国際業務」(うち国際業務)に在留資格を変更する場合に要求される実務経験年数要件の緩和、あるいはこれに替わる新たな評価基準を設定することで、積極的な社会活動への参加を可能とし、外国人研究者の受入れ環境の向上を図りたい。	C	Ⅲ	前回もみじ月間で回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられており、基礎的な知識等を有するか否かを審査するために設けられている。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認めており、更なる緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられている。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認めており、更なる緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、在留資格の変更を行わなくても、社会活動に参加することは可能となっている。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	大学を卒業していない外国人研究者の配偶者であっても、日本文化にはない思考・感受性に基づく一定水準以上の能力を活用し、就労時間の制約なしに積極的な社会参加ができる道を開くために、英会話学校の講師採用基準(英検準一級、TOEIC850点以上、TOEFL530点以上)などを利用して、現状の学歴要件に替わる客観的な評価体制の整備をお願いしたい。	C	Ⅲ	前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するために設けられている。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認めており、更なる緩和は困難である。	右の提案主体からの意見を踏まえ、再度検討し回答されたい。	外国人が翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、3年以上の実務経験又は大学卒業資格が必要とされているが、現行の要件を来日後に満たすことは困難であるため、外国人研究者の配偶者等の有する専門的・技術的能力が活用されないことが多い。こうした者の能力を活用し社会参加できる道を開くために、専門性・技術性を担保しながらも来日後に満たすことができるような新たな要件及び評価基準の設定をお願いしたい。	C	Ⅲ	前回回答したとおり、我が国は、政府の方針として、専門的、技術的分野における外国人労働者については積極的に受入れることとし、いわゆる単純労働者については受入れを認めていないが、在留資格「人文知識・国際業務」に係る基準は、当該外国人が専門的、技術的な知識等を有するか否かを審査するための基準として十分合理性を有するものと考えられる。翻訳、通訳、語学の指導等に係る業務に従事しようとする場合には、大学(短期大学を含む。)を卒業しているか、従事しようとする業務に関連する業務について、3年以上の実務経験があれば認めており、新たな要件等の設定などの更なる緩和は困難である。 なお、母国語を活用して外国語学校で指導する目的で就労する場合、当該外国人が資格外活動許可を受けて、配偶者としての活動を阻害しない範囲内で外国語学校等で就労するなどにより、在留資格の変更を行わなくても、社会活動に参加することは可能となっている。			1087030	兵庫県、たつの市、上郡町、佐用町	兵庫県	法務省 厚生労働省